○安中市広告入り回覧板無償提供取扱要綱

平成29年2月28日

安中市告示第11号

(目的)

第1条　この告示は、安中市区長設置規程(平成18年安中市告示第85号)別表に規定する区(以下「行政区」という。)において使用する回覧板の無償による提供に関し必要な事項を定めることにより、市が支出する経費の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この告示において「回覧板」とは、公益的な活動に関する情報等を行政区を経由して市民に提供するための回覧板で、民間企業等の広告(以下「広告」という。)が印刷されたものをいう。

2　この告示において「無償提供者」とは、回覧板に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を募集し、広告の原稿を事前に確認し、及び校正することその他広告主との調整を行う等の広告の掲載に係る一連の事業を行い、市に回覧板を無償により提供する事業者をいう。

(広告の掲載基準)

第3条　回覧板に掲載する広告は、安中市広告掲載取扱要綱(平成28年安中市告示第133号)第4条第1項各号に掲げる内容に該当しないものとする。

(回覧板の規格等)

第4条　無償による提供を受ける回覧板の規格等は、市長が別に定める。

(無償提供者の募集方法)

第5条　市長は、毎年回覧板の在庫の状況を調査し、当該調査を実施した年度の翌年度に回覧板の補充が必要と判断した場合は、当該調査を実施した年度の10月1日(当該日が日曜日又は土曜日に当たる場合は、直後の月曜日)に市ホームページに掲載して無償提供者の募集を行うものとする。

2　募集期間その他無償提供者の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(無償提供者の申込み)

第6条　無償提供者の受任の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、広告入り回覧板無償提供申込書(様式第1号)に必要な書類等を添えて、市長に申し込むものとする。

(無償提供者の決定)

第7条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第5条第2項の規定により市長が別に定める要件に該当する申込者の中から、当該申込みの先着順により無償提供者を決定するものとする。

2　市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、広告入り回覧板無償提供者選定結果通知書(様式第2号)を申込者に通知するものとする。

(回覧板の製作上の注意事項)

第8条　無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが無償提供者であることを明確にするとともに、市が広告を募集しているという誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2　無償提供者は、回覧板の規格、広告の内容等について、当該回覧板の製作前に市の確認を受けなければならない。

(無償提供者の責務)

第9条　無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生した場合は、当該広告に関する全ての責任を負い、直ちに当該問題の解決に向けて誠実に対応するものとする。

2　無償提供者は、回覧板に掲載する広告又は当該広告に係る広告主に問題が発生した場合は、速やかにその旨を市長に通知してその指示に従うものとする。この場合において、既に無償により提供された回覧板を使用することができない場合は、当該回覧板の代替の回覧板を市に無償により提供するものとする。

3　市長は、無償提供者に前2項に規定する問題により損害が生じた場合は、その責めを負わない。

(その他)

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(令和3年9月30日告示第114号)

(施行期日)

1　この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3　前項の場合において、この告示により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。